

日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会
第25回廃止措置分科会（R3SC）議事録

1. 日時 2012年8月8日（水） 10:00～12:30

2. 場所 日本原子力発電 第7/8 会議室

3. 出席者（敬称略）

（出席委員） 岡本主査，田中幹事，石倉委員，石原委員，梶谷委員，北山委員，
工藤委員，軍司委員，小山委員，丹沢委員，初岡委員，福島委員，松原委員，
見上委員，湊委員，村上委員，山口委員

（新任委員）高田委員，立花委員，山中委員

（欠席委員） 黒木委員，渋谷委員，杉山委員，高見委員

出席委員 20名（4名欠席）

（出席常時参加者） 金澤，蒲生，北島，新崎，鳥居，辻，紺谷，武部，中村，堤

（新登録常時参加者）

（欠席常時参加者） 今川，岩田，片桐，北村，中辻，堀川

（傍聴者）遠藤，福士，今川，佐藤，前田

4. 配布資料

R3SC-25-1 人事案件

R3SC-25-2 (社)日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会
第24回廃止措置分科会（R3SC）議事録(案)

R3SC-25-3(1) 「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」修正前後比較表

R3SC-25-3(2) 「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」案（完本）

R3SC-25-4 「実用発電用原子炉施設等の廃止措置の耐震の考え方 20XX」標準案

R3SC-24-5 「原子力施設の廃止措置の実施：20XX」改定実施について

R3SC-25-参考1 標準委員会の活動状況

R3SC-24-参考2 基盤・応用技術専門部会の活動状況

5. 議事

議事に先立ち、分科会開催時点で委員24名中20名が出席しており、分科会成立に必要な委員数（15名以上）を満足していることが報告された。

（1）人事案件

事務局よりR3SC-25-1に基づいて、3名の委員の退任が報告され、3名の新たな委員が承認された。

（2）前回議事録確認

前回議事録案（R3SC-25-2）が紹介され承認された。

（但し、（５）の最終行の文末を“追補版のような形はとれないか”と修正）

（３） 「試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」本報告

武部氏から資料に基づき説明がなされた。主な質疑、コメント等は次のとおりである。

a. 【本文 p3：3.9 供用期間】

使用施設等では施設建設後の事業開始等の届出から廃止措置計画の認可までの期間」とあるが、供用期間は廃止措置計画に記入が必要で、その時点ではいつまでかが確定しない。表現を再考すること。（岡本主査）

b. 【本文 p4：3.15 試験研究炉及び使用施設等】

適用が廃棄施設まで含めているが、廃棄施設にはここに示した内容が適用できるかわからない（石倉委員）。ここ 20 年ぐらいで廃止するものを範囲にしてはどうか。（岡本主査）

c. 【本文 p10：5.1 一般事項】

p 10 に実用炉に記載されていない、非放射線学的危険性など実用炉の計画に記載されていない内容が追記されたことに対して、それがなぜ必要か説明が必要（小山委員）。

d. 【本文 p11：5.1 一般事項】

廃止措置計画の認可を要しない、一事業所内の複数の使用施設等の一部の廃止を計画する際の対応が、廃止措置計画の自主的な作成を推奨することで良いのか。倉庫等、計画作成の必要のない小規模な施設もある。整理が必要であり、誤解のないように記載する必要がある。（岡本主査）

e. 【本文 p14：5.1.2.3b) 1) 運転開始終了年月日】

岡本主査)「箇条 3.9 の注記も併せて参照のこと。」とあるが、「注記」は不要。

f. 【本文 p18：5.3.3 核燃料物質の譲渡し a) 注記】

p 18 に記載されている新增設の設備とは何かわからない。専ら設備のように読めるが、注記が必要か再考すること。（岡本主査）

g. 【本文 p22：5.5 a)3.3) 固型化】

濃縮廃液を固型化して放射性固体廃棄物とする想定の記事であるため、「放射性固体廃棄物」ではなく「放射性廃棄物」とすべきである。

（４） 「実用発電用原子炉施設等の廃止措置時の耐震の考え方：20XX」本文案審議

初岡委員より、R3SC-25-4 に基づき、本文の説明がなされた。主な質疑、コメント等は次の通りである。

a. 附属書 A は参考としているが、p 8 のフロー図などは規定とするべき。参考部分と規定部分を分けるようにすること。（岡本主査）

- b. 使用済燃料施設の電源、電気計装設備も維持が必要なので、それを附属書 A (規定) の本文に記載すること。(山口委員) 使用済燃料施設に関係する重要度分類のない施設も使用済燃料のある間は保持するということになる。消防車などもそうなる(岡本主査)。
- c. p 2 5.2 a) 1) 「使用済燃料貯蔵施設は、原則使用済燃料の搬出が完了する・・・」とされているが、原則という言葉は本文にはなじまない。リスクが小さければ S クラスでなくても良いことが p 8 のフロー図に注記されているが、それをここにただし書きで記載してはどうか(山口委員)。
- d. p 1 序文 「実用発電用原子炉施設及び研究開発段階にある・・・」は、新規法令に基づいた用語に見直すこと。新しい規制法では、実用発電用原子炉施設だけでよいのでは。(岡本主査)
- e. p 3 6 耐震安全性の確認方法の S クラスの記載内容の「・・・施設に限定される。」の記載は不要(岡本主査)。また、Ss による安全機能維持のみを求めて、耐震指針で規定されている静的地震力及び弾性解析を必要としない理由を附属書に記載すること(山口委員)。廃止措置時に求めるものとして安全機能維持だけで良いというのはロジカルだと思う。しかし、使用済燃料がある間は、使用済燃料を貯蔵している建屋内では廃止措置工事をしないのが原則では(岡本先生)。
- f. B クラスの機器の代替設備は B クラスと考えてよいか(小山委員)。本文に同等の機能を満足するとしている(山口委員)。
- g. リスクに応じて耐震クラスを下げていくのであれば、耐震 B クラスと C クラスの境界の線量を提示する必要があると思うが(工藤委員)。供用側で決められた数字が無い状態で、廃止措置側で決めることは難しいのではと考えている。

(5) 「原子力施設の廃止措置の実施：2011」本格改定開始承認

初岡委員から、R3SC-25-5 により、本格改定の内容について、検討計画、7 項目の検討範囲のポイント、各々に対する具体的な検討項目と審議スケジュールが説明され、全員賛成で改定の開始が承認された。次回の専門部会へ諮ることになった。

(6) その他、スケジュール等

第 26 回廃止措置分科会 10 月 3 日(水) 13:30 ~

場所：原電本店

今日の資料に対するコメントは、別途幹事から送付するシートに記入して、8 月末までに田中幹事へ提出する。

以上